## 第18回滋賀県子ども若者審議会 次第

日 時:令和4年12月27日(火)

15 時 00 分~16 時 45 分

場 所:滋賀県危機管理センター1階

大会議室

1 開 会

副知事挨拶

#### 2 議 事

- (1) 子ども若者審議会の運営について
  - ① 子ども若者審議会の役割等について
  - ② 委員の自己紹介
  - ③ 会長の選出、会長職務代理者の指名について
- (2)子どもを取り巻く現状と課題等について ~新条例の制定を見据えて~
  - ① 子ども政策にかかる国の動き、県の取組について
  - ② 条例検討部会の設置について
  - ③ 意見交換
    - ・条例検討の進め方について
    - ・子どもを取り巻く現状と課題等について
  - ④ 諮問書の手交 ※ 知事から会長へ手交 16:30~ 10分程度
- (3) その他

次回日程等の事務連絡

3 閉 会

子ども・若者施策推進担当理事挨拶

#### 〔配付資料〕

資料1 審議会委員名簿

滋賀県附属機関条例、滋賀県子ども若者審議会規則

資料2 条例検討部会の設置案、条例検討の進め方、論点整理

参考資料1 淡海子ども・若者プランの取組状況について

参考資料2 国および滋賀県の子ども政策について

参考資料3 滋賀県子ども条例、子どもの権利条約

資料1

## 滋賀県子ども若者審議会委員名簿

(任期 令和4年11月11日~令和7年11月10日)

(50音順、敬称略)

氏 名	現 職
池内 正博	(一社)滋賀県労働者福祉協議会理事
礒部 美也子	奈良大学社会学部 教授
小椋 学	東近江市こども政策課 課長
小西 直美	豊郷町 教育次長
静永 賢瑞	(一社)滋賀県保育協議会 会長
清水 友子	滋賀県国公立幼稚園こども園長会 副会長
炭谷 将史	聖泉大学人間学部 教授
住吉 厚志	草津市立玉川小学校 校長
棚田のぞみ	滋賀県市町保健師協議会理事
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会・会長
中井 昇	滋賀県PTA連絡協議会 理事
西村 嘉記	公募委員
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
林 章浩	(一社)滋賀経済産業協会
原未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
廣瀬 香織	(一社) ママパスポートコミュニティ 代表理事
藤井 駒里	公募委員
松井 里美	(特非)四つ葉のクローバー
山之内 洋	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長

平成25年7月5日滋賀県条例第53号

滋賀県附属機関設置条例をここに公布する。

滋賀県附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

- 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の 数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。
- 2 委員は、執行機関(別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事)が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (専門委員等)
- **第3条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

**第4条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

#### 別表 (第2条関係)

## 1 知事の附属機関

(中略)

名称	担任する事務	委員の数		委員の構成	委員の任期
滋賀県子ども	知事の諮問に応じて子ど 知事の諮問に応じて子ど	20人以内	(1)	学識経験を有する	3年
若者審議会	も・子育て支援法(平成24		者		
	年法律第65号)第77条第4		(2)	その他知事が適当	
	項各号に掲げる事項その他		と影	忍める者	
	子どもおよび若者に関する				
	総合的な施策の推進に関す				
	る事項について調査審議す				
	ること。				

(中略)

- 2 教育委員会の附属機関(省略)
- 3 知事および教育委員会の附属機関(省略)

平成25年7月5日 滋賀県規則第61号

滋賀県子ども若者審議会規則をここに公布する。

滋賀県子ども若者審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県子ども若者審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

- 第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任 されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会議)
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康医療福祉部子ども・青少年局において処理する。

(一部改正[平成26年規則32号])

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県青少年問題協議会規則(昭和28年滋賀県規則第45号)は、廃止する。

付 則(平成26年規則第32号抄)

# 条例検討部会の設置(案)

## 子ども若者審議会

知事の諮問に応じて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等の子ども・子育て支援に関する施策やその他子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について、調査審議を行う。

## 児童養護施設等の 子どもの権利擁護部会

新たな<u>意見聴取の仕</u> 組み・体制を検討・整備 する。

▶ 有識者、児相等経験 者、弁護士、臨床心 理士の6名で構成

> 入所児童、施設職員 からの意見聴取

# 設置

## 条例検討部会

## 子どもの権利や意見表 明支援等を規定する条例 の制定を検討する。

▶ 有識者、子ども・若者、 子育て当事者、子ども・ 若者支援者等で構成



子どもに関わる団体ヒアリング、子どもの意識調査、 子ども県議会 など

## R 5年度~予定

## (仮称)子ども・若者 懇話会

子ども・若者施策の 策定・実施・評価にあたり、子ども・若者の視点 で意見のとりまとめを行う。

子ども未来作戦会議 など

資料2

## 条例検討の進め方について

## 1. 審議会・条例検討部会の開催

## (1)子ども若者審議会

	開催時期	議題
第18回	令和4年 12 月	会長の選出
		(仮称)子ども基本条例の諮問
		条例検討部会の設置
		条例検討の進め方
		条例検討にかかる意見等
第19回	令和5年3月	条例検討部会の経過報告
		条例骨子案の審議
		R5 年度事業の取組
第20回	令和5年10月	条例検討部会の経過報告
		答申案の審議
		R5 年度事業経過報告
	令和5年11月	答申

## (2)条例検討部会(全6回開催予定)

	明心中田	
	開催時期	議題
第1回	令和 5 年1月	滋賀県の子どもをとりまく現状と条例制定の意義
		条例検討の進め方
		どんな条例にしていくのか。大切にする視点。
第2回	令和 5 年2月	関係団体への聞き取りの状況
		条例の柱立て(骨子案)に入れる内容の整理
第3回	令和 5 年3月	条例柱立て(骨子案)の内容検討
第4回	令和 5 年5月	子どもへのアンケート実施状況
		条例柱立て(骨子案)への意見に対する対応
		条例柱立て(骨子案)の修正
		条例の条文(素案)の検討
		R5 年度に実施する事業の取組
第5回	令和 5 年7月	R5 年度に実施する取組の状況
		条例の条文の検討について
第6回	令和 5 年9月	条例の条文への意見に対する対応
		条例の条文の修正
		条例検討部会における検討経過まとめ
		(答申案まとめ)

#### 2. 子ども・若者の意見聴取の取組について (案)

#### (1)条例検討に活用するための取組

#### ① 子どもに関わる団体へのヒアリング

子ども・若者が主体となった活動・取組を行っている団体等から直接意見を聞くなど、 様々な子ども等の意見を聞く機会を設ける。

→活動や取組にあたって、どのように子ども・若者の意見や視点が取り入れられているか、 その成果や当事者の思い等を聞き、条例検討の際の参考とする。

実施時期:令和5年1月~

#### ② 子どもの意識調査

子ども等を取り巻く現状等について意識調査を行い、条例が目指す方向性、項目の検 討資料とする。

実施時期:令和5年2月~

調査対象:小学生、中学生、高校生、大学生、未就学児の保護者等。

調査項目:自分の意見を言うことができているか。

自分の意見が尊重されていると感じているか。 など

#### ③ 子ども向けコンクール企画(R5~)

子どもの意見は声だけでなく、絵画などの作品からもその意図や思いなどがくみとることができるのではないか。子どもの意見聴取の手段の幅を広げることで、声を上げることができなかったり、声を上げようとしない子どもたちの思いを聴くことで条例づくりに活かしていく。

(例. 子どもたちが主役となり、輝く姿をイメージした絵画を募集し、その作品に込めた思いを聴取し発信することで、子どもを中心とした社会づくりへの意識を高めていく。)

#### ④ HPによる検討状況の見える化と随時の意見募集(R5~)

条例検討にあたり、骨子案の段階から検討状況や子どもたちの活動の姿をHPで公表し、しがネット受付サービスを活用して随時意見を募集し、条例検討に活用していく。

実施時期:4月~12月

#### (2) 子ども若者施策に関する恒常的な取組

#### ① 子ども若者審議会 当事者部会 (懇話会) の設置 (R5~)

子ども若者施策について、当事者である子ども若者の視点により、意見交換し、反映していく。また、子ども若者の議論を通じた取組についても検討する。

#### I. 未来をつくる!ぐるっとびわこ子ども未来作戦会議の開催(R5~)

県内各地(6カ所)の子どもたちが主体的に参加する子ども未来作戦会議(ワークショップ)を開催する。会議では、家庭、日常生活、学校や地域をよりよくしていくための作戦を練る中で、子どもたちの声を拾い上げ、条例検討に活かしていく。

Ⅱ. みんなでつくろう!「(仮称) こども基本条例」子どもの意見聴取(R 5 ~) 新たな条例について、子どもたちが自分ごととして捉えられるよう、子どもの目線に立 った資料を作成する。あわせて、紙面には意見ができる仕組みをあわせて検討していく。 ※広報課の子ども向けポータルサイトへの誘導など

資料作成にあたっては、発達段階に応じた内容を検討する。(児童向け・生徒向け)

#### ② 子ども県議会

小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政等に対する意見や提言を募集し、子ども議員を決定する。子ども議員は、学習会を積み重ね、広い視野から滋賀について考え、「子ども県議会」において、これまでの活動報告や滋賀がよりよくなるための提案等を行う。 実施時期:8月~1月

#### ③ 次世代県政モニター事業(R5~)

広報課において、次世代(高校生300人)モニターに、子どもに関わる案件や政策に関するアンケートを実施し、施策に反映する資料とする。

#### 論点整理

#### (第17回子ども若者審議会(R4.10.17)での委員発言より)

#### 【理念・滋賀らしさ】

- 他の自治体と似たものではなく、あくまで滋賀県らしさにこだわっていきたい。
- 現在ここにあるものだけでなく、私たちが新しいものをつくることで滋賀らしさが生まれ、他にないものができる。
- 誰一人取り残さず、すべての子に光が当たるように。
- I5年後にどういう問題が出てくるか予想がつかないが、どんな問題が起こっても対 処できるように、しっかりと聞く場を持つなど組織についても書き込んでおくとよい。

#### 【条例の対象年齢】

○ 子どもは | 8歳までか。

#### 【条例検討での意見聴取】

- 普段接している子どもや家庭の様子など、委員の意見のほか、県民の意見を幅広く立体的に収集すべき。
- 高校生だけでなく、小学生、中学生の声も聞いていただきたい。
- 自信のない学生が増えてきたという実感があるが、条例づくりで自分の意見が反映されると自信に繋がるだろうし、それが滋賀らしさのひとつになるとよい。
- 子どもや子育て家庭だけでなく、支援者も当事者として思いを言えるようにしてほしい。

#### 【現行の子ども条例】

- 今の子ども条例がよく I 5年もの間改正されなかった。
- 現行の子ども条例は、継続的にフォローする仕組みを組み込んでいないことが反省点。

#### 【子どもの権利】

- 子どもの権利条約は、法制度上は憲法に比類する非常に強い法的権限を持っており、 新たな条例に子どもの権利条約が作用するのかしないのかは大きな観点。
- 子どもの権利を滋賀版に焼き直してしっかり子どもたちに伝えていくということであれば、条約等のことも一定意識しつつ、そこと齟齬がないように作っていく必要がある。
- 子どもの権利条約に基づいて条例を作るのかどうか。また、子どもたちに使ってもらうことが目的なのか、権利が保障されていることを子どもたちに伝え渡そうとするものなのか、県民全体がこれでいこう、と合意をするものなのか、行政が動きやすくするための根拠となるものなのか、条例にはいくつかの機能があると思う。どのように立て付

けていくのがよいか。

#### 【子どもの声を聞くということ】

- 意見を言える子どももいれば、埋もれてしまう声なき声も存在する。そこに光を当て ずして、子どもの条例の制定は難しい。
- 幼児期はなかなか意見表明できないが、大事な時期。時代とともに家族のありように も変化がみられるので、そのようなところにも焦点が当たるように。
- 意見を聞きますよ、では不十分で、意見を言える子どもたちをどうやって育てていく かの仕組みが盛り込まれているのが子どもの権利条約の考え方。意見としてまとまって いなくても自由に話していいんだよと、育ちを支えるという理念を失わないようにして 滋賀らしくできたらよい。
- 新条例は、子どもたちに権利があるんだからもっと言いなさいということなのか、意見を言いやすい環境をどのように作っていくかということなのかであるが、県民がみんなで子どもたちを育てる環境をつくるという意味合いであるべき。ヤングケアラーの子や虐待を受けている子たちにいくら権利があるからと言っても意見は出てこない。
- 虐待されてもお母さん大好き、お父さん大好きという子どもが多い。その中でどう向き合い支援するかを考えなければ、意見を聞くだけで子どもたちを救うことにはならない。
- ヤングケアラー、障害をお持ちのお子さん、外国籍のお子さんなど、意見表明ができない、あるいはしようと思わない様々な子どもがおり、その意見をどう吸い上げていくかが非常に大切だと感じた。
- 条例の中にはあまり具体的なことは書けないのかもしれないが、意見を吸い上げる環境整備について、アドボカシーにぜひ取り組んでいただきたい。
- 意見を吸い上げる組織や、継続してモニターする仕組みなど、非常に大切だと思う。

#### 【子育て支援】

- 仕事はしたいが子どもをなかなか預けられない方が結構いる。女性活躍と言われるが、働く機会を失っている方もおられるため、条例に向けて幅広い視点で考えていただきたい。
- 学童保育所のニーズが高まってきている。いかに待機児童をなくしていくかということを考えなければならない。一方で、新しく施設を建てるとなると、後の利活用問題を抱えることとなる。
- 子どもたちのために頑張っている方々が評価され、質の向上につながる仕組みがない ものかなと思う。

#### 【若い保護者への支援・子育て不安】

○ 若くして出産し、若いので何とかなると安易に考えておられるようで、フォローが必要と感じる。

- コロナ禍で人との関わりが少なくなり、保護者も若く、年配者と話す機会もあまりな く、子育てについての不安があるようである。保護者同士で会話ができる関係が作れる とよいが、孤立していく。どのように繋いでいくかということに毎日思い巡らせている。
- 近年、子育て環境の変化を感じており、課題も変わってきている。核家族や転入の方が増えており、知らない土地で初めての子育てをする方が増えている。また、35歳以上での初産の方が増えており、体力面でのしんどさがあるように思う。
- お母さんがインターネットで情報を得て、それが正しい情報なのか誤った情報なのか 分からないまま、マイナスな情報に引っ張られ、不安になっていると感じている。
- コロナ禍が重なり、人と繋がりを持ちにくかったり、自分の子育てがこれでいいのか と不安を持たれたりする方が増えている。
- 生涯の始まりはお腹の中にいるときから。妊娠から子育ての切れ目ない支援という部分で私達は関わらせていただけるのではないかなと思っている。
- 健やかな乳幼児期を過ごすために、親子関係が安定しているということが大切である。
- コロナ禍で、お昼ご飯代や電気代など、様々な生活をする中でお金がかかるが、多子 世帯へのフォローが十分でない。
- 子育てが負担になるとの情報が大きく出すぎている。

#### 【父親の育児参加】

- 父親の育児休業について、ただのパパのお休みとならないように。どのように育児に参加していくか、父親も知識を持つことが大切。父親への育児支援を充実させなければならない。
- 父親の育児参加について、中身の質と実行性が伴っていることが大事。

#### 【就学前の教育・保育環境】

- 就学前教育の充実について、30年も前から叫ばれているが、何も変わっていない。 いまだに臨時の先生が多く、園庭もとても狭い。子どもに関する公民館活動に係る予算 がカットされる等の実態がある。
- 保育園は国や県の補助があるが、幼稚園は丸々自治体負担となるため、嫌がられると 聞いた。仕組みをもうちょっと工夫してほしい。
- 保育の無償化が始まり、幼稚園に通う子どもの人数が減っている。5歳児と4歳児を 同じクラスにする状況が起きている。
- 保育の無償化とともに、幼稚園の入園者が減り運営が大変になっている。文部科学省 と厚生労働省という所管の違いは、保護者には関係がない。母親が働きたくても働けな い壁があるので、壁は低くしてたくさんの子どもを預かってもらいたいと思う。

#### 【地域の子育て支援・見守り】

○ 外国籍の方や障害を持った子どもの支援者は、仕事を楽しんでいる人もヘトヘトになっている人もいる。親も子どもも支援者も幸せになれるような条例となってほしい。

- 地域の中で、縦ではなく斜めの繋がりが大切。地域のお兄さんやお姉さんと繋がる大事さを感じている。
- イベントをすると子どもが来てくれるが、その繋がりが次になかなか発展できていない。
- イベントが地域に根付いて、自分たちの家族とか友達以外の顔が見える場が増えていくと、子どもたちにとってもこの町に住んでいて楽しいなとか、そういう感覚を持ってもらえるのではないかと思う。
- 地域でいろんな人が連携しての炊き出し活動をしていた。そのような取組がいろんな ところでできてくればいいと思う。
- 遠くの身内より近くの他人。子どもが学校から帰ったあと公民館へ走っていけるよう に、「公民館のおばちゃんと親しくなっておきなさい」と訓練をしている。
- 役員が嫌だとか、責任が伴うからと青少年育成会のなり手も少なく、PTA離れもある。子ども会の脱退や縮小も聞かれる。仕事や家庭にプラスαで学校のことや地域のことをする余裕がない。
- 学童保育で問題が起こるとか、公園で事件に巻き込まれるということがあるので、保護者は、家の前で子どもたちが遊んでいても心配という状況である。今は本当に保護者としてやりづらい現状であり、そのような状況を打破できるよう考えたい。

#### 【誰一人取り残さない】

- 外国籍の方など、各地域に様々な子どもがいるので、誰一人取り残さないとの観点を 条例にどう盛り込むか考えていただきたい。
- コロナ禍で親の収入が減り、放課後児童クラブにお金が払えなくなり、子どもが入れ ないことがある。
- 保育所等、学校等で様々な支援が必要な方がおられる。受け皿をどうするのかが大き な課題。
- 現行の子ども条例は、「教育と福祉の連携」という言葉が何度も出てきたが、「ヤング ケアラー」という言葉はなかった。
- ヤングケアラーや虐待の話は、毎日現場にいるため、身に詰まる思いもある。
- 学校に行けない、塾にも行けないという子たちについて、試験や入試の前に | か月ほど勉強を見るということをしていた。このような居場所を広げていけるような条例になってほしい。
- スクールカウンセラーについて、量的な数値目標から始まってそろそろ質の問題へと 移らなければならない。
- 問題を抱えている子どもへの支援から始まり、次の段階として、まだ全然問題を感じていないような子どもたちのストレスマネジメントであるとか、レジリエンス(回復力)をつけるであるとか、意見を言える教育とか、そういう段階にくるのだと思う。まずは拾い上げる仕組みをしっかりとつくる。その次に言える仕組みをしっかりとつくる。何段階かで政策的には進んでいくのだろうと思う。
- 支援をする側がどのぐらい支援を求められているかということを見極める目が必要と

なる。

#### 【子ども政策と障害児支援の縦割り】

- 障害のある子どもは、障害福祉の分野になり、若者・社会的養護の話になると、障害 児が置いてきぼりになっているように感じることがある。
- 児童養護施設、障害児福祉施設であったり、施設にいる子どもたちはよく似た状況で、 障害の特性や家庭の環境など、様々な要因が絡み合った状態でしんどさを抱えていることが多い。
- 子ども・青少年局と障害福祉課の縦割りではなくて、横連携がされて、もっと風通し が良くなってほしいと感じる。

#### 【情報共有・連携】

- ひきこもりの若者が増えている。またひとり親家庭などの情報が入りにくいので、支援がしにくいという声を民生委員さんからお聞きする。
- 障害者の団体が、高齢者・身体障害者のことはわかるが、それ以外の障害者の情報が 何一つ入らないと言われる。
- 障害福祉の分野では、放課後等デイサービスや障害児の放課後の療育支援などがある が、学校と支援する福祉とが情報共有ができるといいと思う。

#### 【子どもの居場所、体験の機会】

- 学校や放課後児童クラブ以外に子どもの居場所があるのだろうかと疑問。地域の公園、 草の根広場で活動しているのは高齢者だけで、子どもが遊ぶ姿が見られない。
- 子どもたちの脳は冒険脳である。瞬間的に興味のあるところに行ってしまう。危ない ことをいっぱいするが、危ないからと止めたり、柵を巡らしたりするのでなく、もし溺 れそうになっても服のまま泳げる力をつけるとか、そういう方向に考えられないか。
- 子どもは無力なだけの存在ではない。防犯ブザーを持たせるよりも、どのくらいの大きな声で助けてくれと言えるか、子どもが持っている力のエンパワーメントを図り、たくましい子どもが育ってほしい。
- 滋賀県の子どもはどっちかというと控えめである。もっとわんぱくでもよくて、新しいことに果敢に挑戦して社会を切り開いていく力を活用できるような滋賀県らしさを出していただきたい。

#### 【若者支援】

- 専門学校・大学に行く人の教育資金の借入が増えたと聞いている。貸付と同時に就労 支援にも力を入れてほしい。
- できる・できないで物事を判断する若者が増えてきたと感じている。効率的な考えは 持ってくれているが、やってみたいなどの理想や将来の展望を話すことは減っている。 失敗を怖がる姿もよく見るため、現代の特徴かなと思う。

- 若者たちが自信がなく、人から言われることにいつも怯えているという傾向は日常感じている。
- 最近は、仕事はとても頑張るけれども、結婚は考えないという若者たちが増えている。 婚活パーティーを企画してもなかなか集まらない。

#### 基本施策1 社会全体で子育ち・子育てを応援

#### (1)子どもの人権が尊重される社会環境づくり

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心 県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するためのして育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指しま 環境づくりを進めます。

#### (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

#### 基本目標

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づ くりの重要性について、県民の理解を深めます。

#### 施策の方向性

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。

#### (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

#### 基本目標

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健 やかに成長していける共生社会を目指します。

#### 施策の方向性

其生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

指標   一字性 10.5%   一字性 18.5%   一字性 18.5%   一字性 18.5%   一字性 18.5%   一字性 18.5%   高校生 18.7.4%   元 18.7.4%												
2,187人	指標		- 令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績		- 所管	備考
放課後等デイサービス事業所数	家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	6市町	7市町	8市町	達成見込み				12市町	教委·生涯学習課	
「個別の教育支援計画」を作成している児童生 小学生78.5% 小学生87.5% 小学生89.4% 小学生95.4% 増となっている。全ての 徒の割合(特別支援学級および特別支援学校 中学生75.5% 中学生84.5% 中学生89.9% 中学生89.2% 校種での目標達成に向 を除く。) 高校生87.4% 高校生79.1% 高校生83.2% 高校生80.3% けてさらに取組を推進	放課後等デイサービス事業所数	[平成31年3月サービ	[令和2年3月サービス	[令和3年3月サービス	[令和4年3月サービス	達成可能				よる見込量		2021による見込量
	徒の割合(特別支援学級および特別支援学校	中学生75.5%	中学生84.5%	中学生89.9%	中学生95.2%	増となっている。全ての 校種での目標達成に向 けてさらに取組を推進				中学生100% 高校生100%	教委·特別支援教育課	

〇長期化するコロナ禍において、人と人とのつながりの分断により、様々な課題を抱えつつ孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることがさらに求められる中、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は増加しており、地域 で支える体制が整備されてきている。

○放課後等デイサービスについては、利用ニーズが増加傾向にあるが、事業所数についても近年大幅に増加していることから、必要とされているサービスの提供は概ねできていると考える。

○「個別の教育支援計画」の作成率は、高校で下がっているものの、小・中学校においては前年度より上がっており、障害の状態に応じたきめ細かな指導や関係機関との連携を行う取組を進めることが必要であるという意識は高まっている。

#### 評価、課題、今後の展開

#### 課題、今後の展開

○各地域の状況に応じた「訪問型家庭教育支援」が求められることから、今後の取組拡大に向けて新たなモデル市町での取組と持続可能な体制づくり、人材育成・確保のための専門的な講座の開催、市町担当者とのネットワークづくりと伴走支援により県域への普及拡

○放課後等デイサービス事業所数の増加に伴い、支援の質の向上が課題となっている。また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れ可能な事業所が南部圏域に偏在していることから、 他圏域でも必要なサービスが提供されることを目指す。

○「個別の教育支援計画」の作成率は目標達成に至っていないほか、計画の活用が十分でないという課題がある。この課題をふまえて、今後も引き続き、県主催の研修会の他、市町教育委員会や学校への訪問においても計画の意義を確認し、作成・活用の推進および啓 発を図っていく必要がある。

#### 基本施策2 安心・安全な子育で環境

#### (1)安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり

本目標

結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安 心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくります。

施策の方向性

子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

#### (2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

基本目標

すべての子育で家庭の多様なニーズに対応した地域における子育で支援の充実を図り、子育で の不安や負担感を解消します。

施策の方向性

子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミ リー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

#### (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

基本目標

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。

施策の方向性

施策の方向性

潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

#### (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

基本目標

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。

また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。

子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進 します。

#### (5) 仕事と家庭の両立支援

基本目標

男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭 の両立ができる社会環境をつくります。

施策の方向性

| |長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)の取組を促進します。 |また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

	指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
		平成30年度実績								令和6年度		
	E期の死亡児数 産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]	3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年]	令和2年は全国の平均 値を下回ったが、長期 的に観測すべき指標で あるため、R5まで経過 を見ていく必要があ る。				H29~R4の平均値が 全国平均より低い(R5 目標)		
認定	こども園等利用定員数											
	3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	24,444人	23,950人	23,869人	23,500人	目標を達成する見込み				20,149人	子ども・青少年局	
	3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育 所利用定員数	20,631人	21,291人	22,157人	22,891人	目標達成に向けた更なる取組が必要				24,591人	子ども・青少年局	
	3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育 所、小規模保育等利用定員数	13,487人	14,325人	14,945人	15,506人	目標達成に向けた更なる取組が必要				16,760人	子ども・青少年局	
一時	<b>持預かり事業の実施</b>											
	一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	182,681人 (利用者数)	258,911人	358,072人	400,207人	目標を達成する見込み				308,277人	子ども・青少年局	こども園へ移行した施 設数の増等による増加
	一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	47,019人 (利用者数)	50,277人	59,748人	76,222人	目標達成に向けた更なる取組が必要				81,690人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感 染症の影響により利用 者が減少し、事業休 止・廃止した園等が あったため。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標		備考
10177	平成30年度実績	1971日711171171人小只	171112千汉人顺	17年60十八人///		日旧二十八人小火	17110千尺入原	17110平汉人顺	令和6年度	/// 日	
延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,643人	12,621人	13,234人	目標達成に向けた更なる取組が必要				13,994人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感 染症の影響により利用 者が減少し、受け皿を 減らした市町があった ため。
病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	14,722人	21,744人	22,599人	目標達成に向けた更なる取組が必要				23,590人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感 染症の影響により利用 者が減少し、受け皿を 減らした市町があった ため。
利用者支援事業実施か所数											
基本型	22か所	26か所	29か所	30か所	目標達成に向けた更な る取組が必要				39か所	子ども・青少年局	
特定型	6か所	7か所	7か所	8か所	目標達成に向けた更な る取組が必要				12か所	子ども・青少年局	
母子保健型	26か所	26か所	28か所	28か所	目標を達成する見込み				27か所	子ども・青少年局	
地域子育で支援拠点事業拠点数	88か所	91か所	87か所	85か所	目標達成に向けた更な る取組が必要				90か所	子ども・青少年局	
子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	262人	587人	645人	目標を達成する見込み				698人	子ども・青少年局	保護者へのレスパイト 提案によるケース利用 者、育児疲れによる利 用者増
子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	212人	166人	215人	目標を達成する見込み				235人	子ども・青少年局	
ファミリー・サポート・センター事業提供体制	17,319人 (利用者数)	17,228人	16,016人	17,374人	目標達成に向けた更なる取組が必要				19,506人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感 染症の影響により利用 者が減少し、受け皿を 減らした市町があった ため。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童 数)	19,610人	22,136人	21,595人	目標達成に向けた更な る取組が必要				23,678人	子ども・青少年局	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	80.8%	68.9%	66.7%	目標達成に向けた更な る取組が必要				100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業訪問数	5,036人	5,289人	5,227人	5,248人	目標達成に向けた更なる取組が必要				6,062人	子ども・青少年局	新型コロナウイルス感 染症の影響により利用 者が減少し、受け皿を 減らした市町があった ため。

指標	現状 平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標 令和6年度	所管	備考
妊婦健診提供体制	139,799回 [平成29年度]	132,581回	125,547回	123,724回	妊娠届出数が11,528 (H30)→8,262(R 2)、出生数11,350人 (H30)→10,627 (R1)とそもそもの母数 が減少している。ここ 10年の出生数は平均 して年250人程度で 減少しているため、令 和6年度の出生数の見 込みとしては、約 9,400人程度と思われる。一般的な妊婦健診 の受診回数は14回と 言われているため、 9400人の妊婦全員が 14回受診しても 131,600回となるため、目標達成はしない と思われる。				155,703回	健康寿命推進課	
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	15市町	15市町	16市町	達成する見込み				全市町	健康寿命推進課	
産後ケア事業の取組市町数	15市町	18市町	18市町	19市町	達成済				全市町	健康寿命推進課	
認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士 等)	9,744人	10,108人	10,315人	10,509人	目標達成に向けた更なる取組が必要				11,933人	子ども・青少年局	
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員 数100人以下の企業)	555社	589社	601社	616社	R3末時点での目標値 660社を大きく下回っ ているが、滋賀労働局 や社会保険労務士会と の連携により目標達成 を目指す。				730社	労働雇用政策課	
男性の育児休業取得率	4.1%	3.8%	14.5%	13.2%	既に令和6年度の目標 値を大きく上回ってい る。				6.0%	労働雇用政策課	
評価、課題、今後の展開	○コロナ禍において在宅 ○産前産後サポート事業 ○ワーク・ライフ・バランプ ○男性の育児休業取得 課題、今後の展開 ○すべての子育で家庭等 ○減少傾向にある待機 ○平成31年から働き方	業、産後ケア事業がすべて ス推進企業登録数につい 率は令和2年度から令和 を対象に、地域のニーズに 児童の解消に向けて、引き 改革関連法が順次施行	→等により、子どもと過ご の市町で実施され、妊娠では、長引くコロナ禍の 16年度の目標値を大きく こ応じた様々な子育て支き続き利用定員や従事者 され、長時間労働の抑制	ず時間が長くなることで 振期からの切れ目のない 影響を受けて、多くの中 上回る値となっている。 援の充実が図られるよう 行の確保に向けた取組を 等多様な働き方の実現・	ご、孤立やストレスによる虐?	特につながらないよう、原力されたこともあり、新見からない。 かされたこともあり、新見がる。 な人材が活躍するための	感染症対策を十分に講じ 見登録とあわせて更新手続 となっいても検討を行うが の法整備は整いつつある	ながら、子育て中の親子「 続きについても低調であ・ な要がある。 が、企業規模が小さい企	司士が気軽に集まり相 った。		推進した。

○育児・介護休業法の改正により、「産後パパ育休」制度の創設をはじめとして、男性の育児休業がより取得しやすくなる(令和4年10月1日施行)。男性の育児休業取得率については、令和2年度より目標値を大きく上回っているところであるが、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりとともに、男性が積極的に子育てに関わる機運を引き続き醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援する。

#### 基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち

## (1)様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進

所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

施策の方向性

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づ 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組みます。 くりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場

#### (2)「生きる力」を育む学校教育等の充実

基本目標

基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな 人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢 献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。

施策の方向性

子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、首立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保しま

#### (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

基本目標

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した 個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。

施策の方向性

【社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立してい けるよう支援します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
7日1示	平成30年度実績	7 他儿 <del>什</del> 反大模	7412十尺大帜	743十尺大視	日保の建成元之の	7444 <del>10大</del> 根	747年反大領	740千尺大阀	令和6年度	NIE NIE	湘石
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	130箇所	142箇所	153箇所	子ども食堂の周知啓発 を継続し取組への参加 者を増やすことで、目 標達成を目指す。				300か所	子ども・青少年局	
淡海子育で応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗	2,256店舗	目標達成に向けた更なる取組が必要				2,120店舗→2,400 店舗	子ども・青少年局	
しがこども体験学校参加団体数	155団体	157団体	161団体	172団体	引き続き、周知を続け ていくことで、目標達成 の見込みあり。				200団体	子ども・青少年局	

○「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施することで、子ども食堂開設数は153箇所に増加し、コロナ禍においても地域の中での子どもたちの居場所の確保につながっている。

○社会全体で子育てを応援する機運の醸成を進めるため、子育てを応援するサービスの実施を賛同する企業等に働きかけ、「淡海子育て応援団」として登録される地域協力事業数は順調に増えている。

○しがこども体験学校参加団体数は、子どもたちへの広報パンフレットを見て参加希望を示されるなど順調に増えており、コロナ禍においても、子どもたちの体験活動の充実につながっている。

評価、課題、今後の展開

課題、今後の展開

○引き続き企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促すとともに、多様な人々を子どもの居場所づくりに巻き込んでいくよう、子ども食堂も含めた子どもの居場所づくりに取り組む団体・事業者等を支援し、社会全体で子ども を育てる環境づくりを進める。

○しがこども体験学校の実施にあたっては、県内の地域により参加団体数に差があるため、北部を中心に新規開拓をしていく。

#### 基本施策4 青少年の健全な成長

#### (1) 青少年の健全育成の推進

基本目標

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境か う青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができ る環境整備をします。

施策の方向性

「青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。

#### (2) いじめの加害者や非行少年等への対応

基本目標

の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。

施策の方向性

いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が「いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。 連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上 また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち 直りを支援します。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	所管	備考
月日1示	平成30年度実績	17年75千7文天顺	17年2千尺天順	が行う十尺大順	口惊07年成元207	月相千千尺天順	月相3千尺大順	140千尺大順	令和6年度	771百	MH. Q
しが若者ミーティング参加者数	_	-	中止	37人	目標達成のためには、 さらなる取組の強化が 必要である。				300人	子ども・青少年局	
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26~H30の平均約 75%)	77.4%	62.5%	88.2%	目標を達成する見込み。				80.0%	子ども・青少年局	
滋賀県青年大会参加者数	375人	390人	中止	44人 新型コロナウイルスにより、 体育の部は中止とし、文化 の一部の種目のみ実施。	新型コロナウイルスに より、開催方法や内容 の見直しを行っている ため、目標達成は厳し い。				500人	子ども・青少年局	
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と 回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均(小:62.7%、 中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均(小:68.0%、 中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学 校(1、2クラス抽出)で 調査を実施	中:43.7%)を上回る	令和3年度の数値が下がったことについては、 新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、地域の行事が減ったことが関係していると思われる。今後、地域の行事が開催されれば増加する見込みがある。				全国平均を上回り、 かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委·幼小中教育課	
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	69.9%	74.2%	82.8%	目標を達成する見込み。				65.0%	子ども・青少年局	

○しが若者ミーティングや滋賀県青年大会は、新型コロナウイルスの影響で参加者数は少ないものの、若者の社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなった。

○少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能(あすくる)の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学 校復帰等につながった。コロナ禍においては、オンラインによる支援活動や感染予防対策を講じた通所による支援活動を継続し、途切れない支援活動を実施した。

○児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高く、令和元年度までは増加していたが、令和2年度以降は減少している。これは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響で、地域行事が減少または中止されたことが原因であると考えられる。

#### 評価、課題、今後の展開

#### 課題、今後の展開

〇引き続き青少年団体の活性化や青少年の健全育成を推進するため、活動に参加する青少年を増やすとともに、次代を担うリーダーの育成を図っていく必要がある。

○非行少年の置かれている環境は様々であり、立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。また、支援対象少年には不登校・ひきこもり などの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。

○児童・生徒の地域行事への参加機会が減少したことで、地域との関わりが希薄になっていくことが懸念される。今後、新型コロナウィルス感染症が収束に向かうにしたがって、地域行事の再開が期待できるため、児童・生徒が積極的に参加できるよう、学校と地域が連携 して働きかけを行う等の取組を進めていく必要がある。

#### 基本施策5 社会的養護の推進

## (1)児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組 により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合って生じること が多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

#### (2) 児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組み、児童虐待の重 篤化を防ぎます。

施策の方向性

保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

#### (3) 子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

施策の方向性

家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。

また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。

なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担ってい ることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。

#### (4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって 自立した生活ができる社会をつくります。

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

#### (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

基本目標

子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的 な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。

施策の方向性

|子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標	- 所管	備考
7月1示	平成30年度実績	741儿十尺大闸	7 4 C + 反 <del>大</del> 模	743年反大禎	日保の建成先近の	7144+IQ <del>大</del> 模	7474尺大視	740千尺大阀	令和6年度	r/l E	湘名
里親のもとや児童養護施設等において、「子ど もの権利ノート」の内容を知っている子どもの割 合	37.6%	_	_	42.2%	施設訪問時や研修等、 職員・里親に対する周 知啓発を継続し、目標 達成を目指す。				100%	子ども・青少年局	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心 して暮らすことができている。」と感じている子と もの割合	_	_	_	72.7%	令和6年度の目標達成 に向けてより一層取組 を進める必要がある。				100%	子ども・青少年局	
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町	11市町	11市町	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				全市町	子ども・青少年局	
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	2市	2市	2市町	R4年度に集合契約に ついて支援を実施。達 成できる可能性はあ る。				全市町	健康寿命推進課	
里親等委託率	34.3%	36.5%	34.7%	35.9%	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				48.3%		
3歳未満	28.6%	45.5%	14.3%	21.7%	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				52.2%	子ども・青少年局	
3歳以上就学前	25.0%	22.6%	38.5%	42.3%	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				46.2%	子ども・青少年局	
学童期以降	35.7%	37.5%	36.2%	36.6%	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				48.2%	子ども・青少年局	

指標	現状	<b>人</b> 和二ケ帝中体	<b>今知りた中中は</b>	A和2左座中は	日悔の法代見いる	A和 / ケヰ中佳	A和 5 左帝中结	A和 ( 左帝中)结	目標	所管	備考
垣標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和6年度	所官	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
育里親の新規登録者数(世帯)	19世帯	25家庭	21世帯	19世帯	目標を達成する見込み				20世帯/年	子ども・青少年局	
学校区別の養育里親登録率	68.0%	72.2%	75.3%	76.8%	目標達成のためには更 なる取組の強化が必 要。				100%	子ども・青少年局	
規のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの 学率および就職率	83.1%	92.2%	81.1%	97.9%	進学率、就職率の向上 を図るため、引き続き 家庭養育が推進される よう各事業を継続して いく必要がある。				100%	子ども・青少年局	
見院および児童養護施設における一時保護 用施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	地域小規模グループケアを実施できる居宅を整備していくことで、本体施設に一時保護専用機能を持たせることができるため、引き続き整備を推進していく必要がある。				3箇所	子ども・青少年局	
現模かつ地域分散化された児童養護施設等 定員数(本体施設から地域へ移行する定員	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)	42人(7箇所)	引き続き地域小規模グ ループケアを実施でき る居宅を整備していく ため、補助事業等を継 続していく必要がある。				78人(13箇所)	子ども・青少年局	
打子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	5市	8市	11市	子どもとその家族、妊 産婦等を対象として、 地域の実情の把握、相 談対応、調査、継続的 支援等を行う子ども家 庭総合支援拠点につい て、2022年までにすべ ての市町に設置が求め られている。				全市町	子ども・青少年局	
	なげた。				を依頼し、商業施設での				待防止への関心を高d	、児童虐待の未然防止、「	早期発見・早期対応
	○若者にコミュニケーシ	ョン手段として広く普及し	ているSNSによる相談	の窓口を設けることで、第	窓口の多様化を図り、これ	まで相談に繋がりにくか	った若者等が相談しやす	い環境を整備した。			

|○令和6年度に東近江圏域(日野町)に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組んでいる。

○令和2年3月に改訂した「滋賀県児童虐待防止計画」に基づき、令和3年度から里親のリクルート、認定研修、養成、マッチング、登録後支援を包括的に行うフォスタリング業務を県内社会福祉法人に委託し、質の高い里親の養成を図ることで、子どもにとって最適な里親の提案を行うとともに、里親の情報を一元的に管理することで、市町への里親情報の提供など新たな支援に取り組んでいる。

#### 評価、課題、今後の展開

#### 課題、今後の展開

○産後うつの早期発見として重要である産婦健診については、現在2市町の実施にとどまっていることから、多くの市町で実施できるよう支援に取り組んでいく。

- ○児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化していることから、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。
- ○家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。

#### 基本施策6 子どもの貧困対策

を通じた教育費負担の軽減を図ります。

## 金字ルスの JC 000負因対象 (1)子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

幸平日伝 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援 | 貧

施策の方向性

貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地 域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

#### (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

基本目標

相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにし ます。

施策の方向性

保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、 関係機関の連携や体制整備などを進めます。

#### (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

基本目標

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに 対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。

施策の方向性

保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進 めます。

#### (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援

**基本目標** 

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。

施策の方向性

ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

指標	現状 平成30年度実績	· 令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標の達成見込み	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標 令和6年度	- 所管	備考
ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	母子:41.3% 父子:67.5%	_		-	次期調査はR5年度実 施予定				母子:44.0% 父子:77.8%	子ども・青少年局	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校 数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派 遣率	【SSW】 SSWが支援した 学校数:184校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:183校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:94.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:188校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:92.8%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:204校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.6%	【SSW】 達成することができた。 今後も継続して支援を 続ける。 【SC】 現状では、ほぼ達成で きる見込みである。				【SSW】 SSWが支援した 学校数:200校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:100%	教委·幼小中教育課	
就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時対象児童に就 学援助制度の書類を 配布をして令和4年度 実績より達成する見込 みである。 入学時については達成 済みである。				進級時 100% 入学時 100%	教委·幼小中教育課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	98.3% [平成30年度]	96.2% [令和元年度]	93.6% [令和2年度]	引き続き令和6年度目 標達成に向けて対象者 を支援していく。				99.2%	健康福祉政策課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	3.6% [平成30年度]	3.1% [令和元年度]	3.3% [令和2年度]	引き続き令和6年度目 標達成に向けて対象者 を支援していく。				1.10%	健康福祉政策課	

#### 評価

○SSW、SCともに、支援学校数や配置・派遣率で高い水準を保っており、相談件数や対応数が増加するなど、子どもの支援の充実につながっている。

○就学援助制度の周知について、入学時は全市町、進級時は18市町が実施しており、就学援助の申請ができる環境が整っている。

○生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学料を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校 等進学率および中退率の改善が図られた。

#### 評価、課題、今後の展開

#### 課題、今後の展開

○SSW、SCの支援学校数や配置・派遣率の増加には、配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。まずは、SSW、SCの支援が子ども達に行き届くよう、効果的な活用について啓発する。

○就学援助制度については、引き続き対象児童に周知するよう依頼し、全市町で進級時および入学時において周知率100%を目指す。

○全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。

○引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。

#### 基本施策7 ひとり親家庭への支援 (1) 自立のための就労支援 基本目標 施策の方向性 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子ど もの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。 定的に確保します。 (2) 安心・安全な子育て・子育ちのための生活支援 基本目標 施策の方向性 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サー ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。 また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。 境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。 (3) 生活の安定と自立のための経済的支援 基本目標 施策の方向性 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。 ひとり親家庭となり不安を拘える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。 また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。 (4) きめ細かな相談体制と情報提供 基本目標 施策の方向性 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自 立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。 図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。 現状 目標 指標 令和元年度実績 令和2年度実績 令和3年度実績 目標の達成見込み 令和4年度実績 令和5年度実績 令和6年度実績 所管 備考 平成30年度実績 令和6年度 目標達成のためには更 母子家庭等就業・自立支援センターの取組によ 750人 130人 135人 144人 128人 なる取組の強化が必 子ども・青少年局 (R2~R6累計) る就業者数(累計) ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進 次期調査はR5年度実 61.4% 71.4% 子ども・青少年局 学率) 施予定 次期調査はR5年度実 養育費を受け取っている母子家庭の割合 33.3% 50.0% 子ども・青少年局 施予定 国民生活基礎調査にお ける児童のいる世帯の 生活意識の状況「大 母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへ 次期調査はR5年度実 65.2% 変苦しい」「やや苦し 子ども・青少年局 ん)苦しいの割合 施予定 い」の計(R5年) 参考:H30年 62.1% 〇ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立を図るとともに、高等職業訓練促進給付金の支給や民間教育訓練機関等による職業訓練を実施し、就労の促進を図ることができた。 ○養育費の啓発リーフレットを作成・配布したり、公正証書の作成に係る経費を補助したりすることにより、養育費の履行確保に資する取組を行うことができた。 〇母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員の活動を通して、支援を必要しているひとり親家庭に対し情報(サポート定期便等)を届けることができた。 評価、課題、今後の展開 課題、今後の展開 ○ひとり親は、就業経験が乏しく生計を支えるための十分な収入の確保が難しいケースがあることから、今後も引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターのプログラム策定員による自立支援プログラムの策定や資格取得による主体的な能力開発の取組等を支援する ことで、ひとり親家庭の自立の促進を図っていく必要がある。 ○養育費の支払いの話がまとまった場合は公正証書を作成しておくことや、公正証書に強制執行認諾条項を付けておけば、裁判所の判決と同様に強制執行ができるといったことは、ひとり親にはあまり知られていないため、養育費確保の重要性の周知に一層努めること が重要である。 〇長引くコロナ禍により、子育てに対する負担の増加や収入の減少等の影響を大きく受けているひとり親家庭に対し、必要な情報が必要なときに届くよう、ホームページ等の活用と合わせ、時代に即した情報提供の方法を市町とともに検討していく必要がある。

## 参考資料 2 こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の概要

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の 重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の 増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該 任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に 関する事項を定める。

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
  - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
    - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立 案並びに推進
    - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
    - ・こどもの保育及び養護
    - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
    - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
  - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
  - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・こどもの保健の向上
  - ・こどもの虐待の防止
  - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
  - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)
  - ・こども大綱の策定及び推進

(2) 内閣補助事務(内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

## 4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力 を求めることができることとする
- 5. 審議会等及び特別の機関
  - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するととも に、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。
- 6. 施行期日等
  - ·令和5年4月1日
  - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家 庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討 を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

## こども基本法の概要

#### 的 目 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎

を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権 利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。 基本理念

全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障さ れるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な

- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・
- 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

国・地方公共団体の青務 ○ 事業主・国民の努力

# 白書·大綱

○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定

社会的活動に参画する機会が確保されること

- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の
- 3 法律の白書・大綱と一体的に作成)

# 基本的施策

青務等

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
  - 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## ○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策 推進会議を設置

こども政策推進会議

- 大綱の案を作成
- ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
- 関係行政機関相互の調整
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・ 民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

12検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

## 生徒指導提要の改訂について

#### 生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に 関する基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応 (いじめ、不登校、暴力行為…) 等について網羅的にまとめたもの。

# 生徒指導提要

<sup>令和4年12月</sup> 文部科学省



## 改訂の背景

- 平成22年に生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過。
- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化。 また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や 組織体制の在り方等など、提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討。
- ※座長:八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長:新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

## 改訂の基本的な方向性

### ●「積極的な生徒指導」の充実

✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった 課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

### ● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

✓ 個別課題(いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応 等)について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化(法制度、 児童生徒を取り巻く環境等)やそれらに応じた必要な対応等について反映。

### ● 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

- ✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒(児童)の発達の支援、チーム 学校、学校における働き方改革、多様な背景(障害や健康、家庭的背景等)を持つ 児童生徒への生徒指導等について反映。
  - ※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

## 改訂版の公表について

※12月6日付け事務連絡にて全国に公表した旨周知

### ●生徒指導提要改訂版のURL・QRコード

✓ URL:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/seitoshido u/1404008 00001.htm

✓ QRコード:右記のとおり。

## ●生徒指導提要(改訂版)をデジタルテキストとして活用

- ✓ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定
- ✓ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能

※ホームページにて活用ガイドも公開中。

## 1.5 生徒指導の取扱上の留意点

### > 児童生徒の権利の理解

**<児童の権利に関する条約**(平成6年批准)>

• 児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが必要。<u>①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見表明権の4つの原則</u>が規定。同条約の理解は、<u>教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須</u>。

## <**ごども基本法**(令和4年公布)>

- 日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
- 全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定。

### > ICTの利活用

• 生徒指導と学習指導のデータ関連付け、<u>悩みを抱える児童生徒の早期発見、不登校児童生徒や病気療養中の児童生徒への</u>学習支援に活用。

#### > 幼児教育との接続

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼保小の教職員で共通理解。
  - (※) ①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や 図形、標識や文字等への関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現の10項目

### > 社会的自立に向けた取組

• 日頃から児童生徒の社会的自立に向けた支援を行い、生涯を見通したキャリア教育や適切な進路指導を行うことも重要。

令和4年度 滋賀県の主な施策

ひとの健康

柱① 子ども・次世代

柱②こころの健康

# 柱① 子ども・次世代

➡ 子どもの思いを汲み取る

☞ 地域、市町等と連携

出会い

妊娠前

妊娠期

出産

乳児期

幼児期

学齡期

青年期

〇子どもが生まれる前からの 切れ目のない子育て支援

> ○困難を抱える子どもへの 支援

滋賀県子ども・若者基金

- ▶<u>10億円</u>を積み立て
- ▶令和4年度から<u>集中的に</u> 子ども政策を強化

- ○個別最適な学びの推進
- ○笑顔あふれる学校づくりプロジェクト











ライフステージに応じた支援を充実し、切れ目ない支援を実現

<u>資料編 関連頁:13·14·15</u>

【予算額 194.1百万円】

現状

施策の展開

コロナ禍において、人との出会い・関わり、学び・体験の機会が減少 →少子化のさらなる進行、子どもの健やかな成長への影響を懸念

## 子ども、子育て支援を強化し、現状を打破

新◇オンライン型『しが出会いサポート センター』(仮称)の整備

- A I を活用したマッチングシステム
- ・結婚サポート体制を整備

新)◇若年妊婦等支援事業

- ・妊婦等への相談支援
- ・緊急一時的な居場所の確保

拡◇滋賀で誕生ありがとう事業

- ・子どもを産み育てる機運の醸成
- ・市町の母子保健事業等と連携

新◇リトルベビー等家族への支援

- ・リトルベビー等家族を支える当事者支援 活動の支援
- ・リトルベビーハンドブックの作成

拡合保育人材の確保・保育の質の向上

- ・滋賀の保育の魅力発信
- ・保育人材の資質・専門性の向上

健康医療福祉部 健康寿命推進課 (内3655) 子ども・青少年局 (内3550

**– 17** –

# 困難を抱える子ども・若者への支援 資料編 関連頁:16·17·20

1 to the state of the state of







困難や生きづらさを抱える子ども・若者への支援の充実

【予算額 272.8百万円】

現状

児童虐待、不登校、ヤングケアラーなど、見えづらい困難等を抱える子ども・若者が存在 →コロナ禍で深刻化、件数増加。さらなる負の影響拡大を懸念

## きめ細かな支援を必要な子ども・若者に確実に届ける

新

新たな子ども家庭相談センター (児童相談所)の設置に着手

- ・迅速かつ適切に対応できる体制の確保
- ・市町への支援・連携の強化
- ・児童虐待対応にあたる職員の育成

新

地域の居場所づくり

・NPO等が行う子どもの居場所づくりを支援

施策の展開

不登校対応・支援

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援
- ・不登校の背景・対応等の研究、教員の資質向上研修
- ・教育と福祉が連携した支援体制の整備

新

ヤングケアラーへの支援

- ・子ども・若者に寄り添った相談・支援等を行う民間団体の 活動を支援
- ・子ども本人および周りの支援者等の気づきを促す啓発や研修

拡

ケアリーバーの継続的支援

・ケアリーバー(※)の包括支援のため、児童養護施設がない 県北部に支援拠点を整備 \_\_\_\_\_\_\_

※児童養護施設退所者および 里親委託解除児童 健康医療福祉部 子ども・青少年局 (内3550) 教育委員会事務局 幼小中教育課(内4668)

- 18 –

# 個別最適な学びの推進

資料編 関連頁:18:19







確かな学力

# 子ども一人ひとりの学びの最適化

#### 22.2百万円】 【予算額

## 個々の学びの把握と検証





1人1台端末等 ICTの効果的 な活用

基礎・基本の定着、

「読み解く力」の

視点を踏まえた

学びのステップアップ

ICTを活用したドリル学習

# 個別最適な学び

指導の個別化 学習内容の 確実な定着

学習の個性化 学習を深め、 広げる

## 「読み解く力」の普及・定着



「読み解く力」の視点を踏まえた 指導の研修



授業改善の取組

探究的な学習

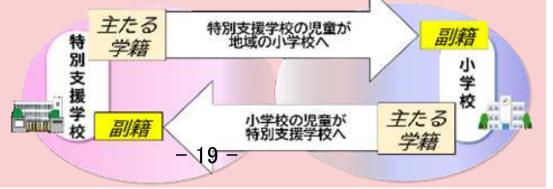
## <u>個別の教育的ニーズに</u>応じた多様で柔軟な学びの場の整備

## 副籍(副次的な学籍)の制度化

特別支援学校と小学校の双方 に学籍を置いて学ぶ

共生社会の実現





教育委員会事務局

高校教育課 (内4571) 幼小中教育課 (内4660)

特別支援教育課(内4640)

# 笑顔あふれる学校づくりプロジェクト









# 教職員の笑顔で 子どもたちの笑顔を増やしていこう!

- 【予算額 977.2百万円】
- ・男性の育児時間休暇の取得要件緩和
- ·不妊治療休暇新設
- ·結婚休暇取得期間延長等

休暇制度の 充実

休みやすい 職場環境を つくる

代替教員 (臨時講師等) 不足の解消

- ・募集方法と情報提供の改善
- ・臨時講師等の処遇改善
- ・産休補充の先読み加配拡大 等



地域の方の学校 への協力・支援

スクールカウンセラー、 スクールソーシャル ミュニティ・ ワーカー



教職員の笑顔





多様な人々が 部活動指導員学校に関わる

学校法律相談員

(スクール

ロイヤー)

スクール





働き方改革を 進める

統合型校務支援 システムの本格稼働



部活動指導員による指導

教員業務支援員 (スクール・ サポート・ スタッフ)

教科担任制 の推進

教育委員会事務局 教職員課 (内4530)



# **ひとの健康** 柱① 子ども·次世代



# しが出会いサポート地域連携推進事業

# 【予算額 29.7百万円】



子ども・青少年局 (内 3550)

健康医療福祉部

「滋賀で結婚をしたい!」

希望が叶う滋賀県の実現



## 結婚を希望している方の出会いの機会を創出

AIを活用したマッチングシステム構築・結婚サポート体制を整備!

未婚率の上昇と晩婚化・晩産化の進行

- ・未婚者(18歳~34歳)の結婚意思は、男女とも9割程度
- ・独身でいる理由は男女(25~34歳の未婚者)とも「適当な相手にめぐりあわない」が最も 多く5割程度 (国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)
- ・感染拡大前に比べ、新たな出会いの機会が減少した未婚者が約3割程度 (『新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査』(2021年6月内閣府))

『結婚をしたい』という希望を 叶えるための支援が必要!!

## オンライン型『しが出会いサポートセンター』(仮称)の整備

#### ①マッチング支援

- ・マッチングシステムの構築・運用
- ・コーディネーターがオンライン上で結婚を希望する人 からの相談受付、マッチングから成婚までのフォロー

#### ②担い手・人材育成

・結婚相談員の育成研修・マッチングシステム活用研修の実施

#### ③イベント・セミナーの開催

・システム登録者を対象とした婚活イベントや婚活に 役立つセミナーの開催

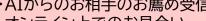
#### ④情報発信

- ・マッチングシステム登録会員募集(HP、SNS)
- ・「結婚の希望」を高め、「滋賀の魅力」を伝える情報を 若い世代へ発信

マッチングシステムでできること

基本構想実施計画分(4)







・結婚相談員がいる市町においては、 システム登録者のマッチングから

成婚までのフォローをきめ細かに

実施

- ・婚活イベントの実施
- ・出張相談会の共催
- ・移住相談窓口と連携した事業周知

- ・自宅での会員登録、お相手検索
- ・AIからのお相手のお薦め受信
- オンライン上でのお見合い、 コーディネーターへの相談

期待できる効果 ⇒若い世代の地域への定着 ➤他府県からの移住促進 ≫滋賀県の活性化!

市町や関係団体での取組

子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり

#### 保育人材の確保・保育の質の向上 【予算額134.3百万円】









早期の待機児童解消 と より質の高い幼児教育・保育の提供のための 2 つの柱

健康医療福祉部 子ども・青少年局(内3557)

# 保育人材の確保

中高生

養成校学生など

潜在保育士

保育士

保育士として働きたい

もう一度保育士として働こう

保育士として働き続けたい!

保育の質の向上

### しがのほいく魅力発信

滋賀でいっしょに

### 働きやすい職場環境づくり 職場復帰しやすい環境づくり

### 保育の魅力発信

- ・保育士イメージアップ広報
- 拡高校・大学への保育の仕事出前講座

### 新規資格取得等支援

- ·保育士修学資金貸付
- ·保育補助者雇上貸付
- ·保育士資格取得支援

### 就職支援・再就職支援

- ・就職フェア
- ・保育人材バンク
- が保育のしごと出張相談会
- が潜在保育士の再就職支援研修
- 如保育補助希望者研修
  - ·就職準備金貸付
- ・保育料の一部貸付
- ·保育士有資格者登録制度

### 県内保育所等への定着

· 奨学金返環支援

#### 就業継続支援

- ・就業継続支援アドバイザーによる相談支援
- ・現任保育士フォローアップ研修 拡メンター研修
- ·労務管理者研修 ・ミドルリーダー研修
- ·就業継続支援研修
- 教育・保育指導員による若手保育士巡回支援
- ·若手保育士合同研修·交流事業
- ・社会保険労務士等の専門家による保育士相談支援
- ·幼稚園教諭免許状取得支援(保育教諭確保)
- ・「先生ありがとう! 」保育現場で働くみなさんへの感謝事業
- ・子ども預かり支援一部貸付
- ・保育料の一部貸付 ·保育補助者雇上貸付〔再揭〕

### 働きやすい職場環境づくり

- ・ほいく"しが"スマイル♪認定制度
- ・ 先進的取組の情報発信
- 教育・保育指導員による保育事業者巡回支援
- · 処遇改善取得支援促進事業
- ·児童票等保育諸帳簿の見直し ·ICT化の推進
- (拡)メンター研修[再掲] ・ミドルリーダー研修[再掲]
- ・労務管理者研修〔再掲〕

# 資質・専門性の向上

## 研修機会の確保

- ・保育士等キャリアアップ研修
- ・教育公務員特例法による研修
- · 県教育委員会主催研修(連携実施)
- ·滋賀県保育協議会研修事業補助
- 教育・保育指導員の講師派遣

#### 園訪問による支援

·教育·保育指導員巡回支援

### 認可外保育施設の質の向上

- ・教育・保育指導員による巡回支援
- ・質の向上のための研修
- ·保育士資格取得支援
- ・従事者の研修受講促進
- ・事故防止のための機器の導入支援
- ・業務負担軽減に資するICT化推進支援



待機児童対策協議会

・広域利用部会 ・保育の受け皿整備部会 ・監査指導部会 ・認可外保育施設の質の向上対策部会 ·保育人材確保部会

# 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行う ための環境整備 【予算額 30百万円】











### 課題

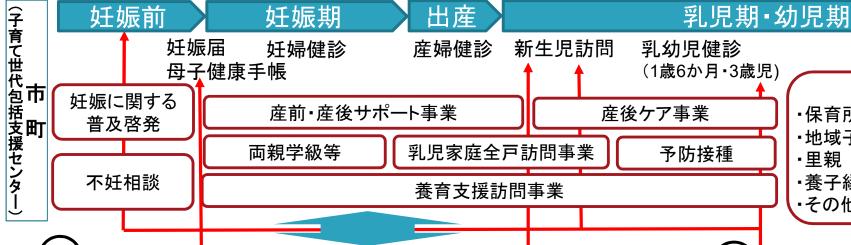
県

- ① 予期せぬ妊娠、産前産後の不安、産後うつ等への対応
  - ⇒妊娠期の相談体制が手薄
- 支援が必要な人に確実につながり、支援を届けるしくみづくり
- ③ 育児上の困難やリスクが生じやすい人へよりきめ細かな支援

### 県の取組の方向

- ・より広域的、専門的な視点で市町の取組を支援
- ・地域の母子保健・子育て支援サービスの格差是正

健康医療福祉部 健康寿命推進課 (内3655) 子ども・青少年局 (内3550)



### 子育て支援策

- ・保育所・認定こども園等
- 地域子育て支援拠点事業
- •里親 •乳児院
- •養子縁組
- ・その他子育て支援策

#### 新 ①若年妊婦等支援事業 【4.0百万円】

•妊婦等への相談支援 予期しない妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや 不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で支援につ ながるような相談体制の整備。

緊急一時的な居場所の確保事業 受け入れ施設(産後ケア実施施設等)への助成

子育て・女性相談センター

平日の相談を受付

### ②滋賀で誕生ありがとう事業 【25.1百万円】

滋賀で生まれた赤ちゃんとそのご家族に "おめでとう" "ありがとう" の贈りものをお 届けし、子どもを産み育てることの楽しさ を発信するキャンペーンを展開

#### (R4の変更)

- 滋賀ならではのオリジナルの贈り物を 製作
- 市町の母子保健事業等と連携した 事業展開

(例)市町事業へ企業協賛を紹介 贈り物を市町の母子保健事業で活用 など キャンペーンで市町の取組紹介

#### 新 ③リトルベビー等家族への支援 【1.0百万円】

- 低出生体重児や多胎児を抱える家族 や流産・死産を経験した家族を支える 当事者支援活動(ピアサポート)を支援
- リトルベビーハンドブックの作成 当事者・支援関係者と協働して内容やその配布方法 について検討することで、支援体制の強化を図る。

基本構想実施計画32(4) 子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり

# 子ども家庭相談センターの体制強化

# 【予算額 14.8百万円】



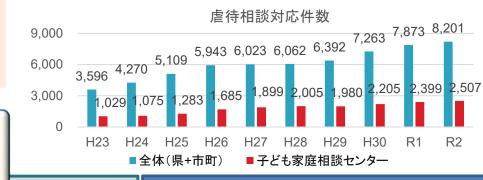




課題

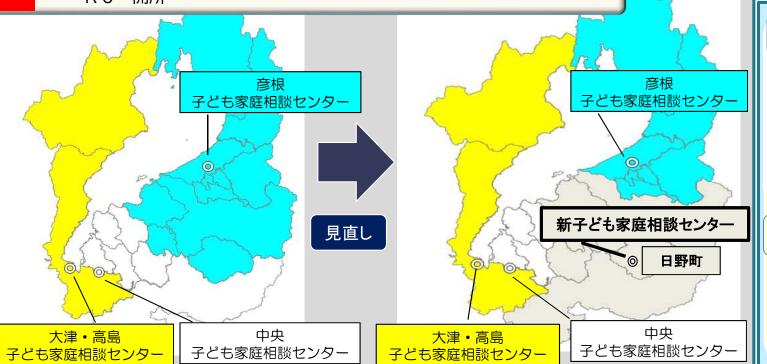
- ■児童虐待対応件数が増加し、かつ複雑・困難化
- ■子どもの安全・安心を最優先に迅速かつ適切に対応する体制整備が必要
- ■市町への支援の強化、児童虐待対応にあたる職員の増員が必要
- ※児童虐待相談件数(センターおよび19市町) 8,201件 (H23)→(R2)約2.3倍 うちセンターの相談件数 2,507件 (H23)→(R2)約2.4倍

#### 健康医療福祉部 子ども・青少年局 (内3551)



# 東近江圏域に新たな子ども家庭相談センターを設置

- R4 既存施設改修の実施設計
- 施設整備 **R** 5
- R 6 開所



### 【見直し後】各子ども家庭相談センター の管轄市町および面積

中央 彦根 子ども家庭相談センター 子ども家庭相談センター

#### 【管轄】

草津市、守山市、 栗東市、野洲市

#### 【面積】

256.39km<sup>2</sup>

### 愛荘町 【面積】

【管轄】

彦根市、長浜市、

米原市、豊郷町、

甲良町、多賀町、

4センター

### 1323.45km<sup>2</sup>

体制 (案)

#### 大津·高島 子ども家庭相談センター

【管轄】 大津市、高島市

### 【面積】

1157,56km<sup>2</sup>

#### (新) 子ども家庭相談センター

#### 【管轄】

甲賀市、湖南市、 近江八幡市、東近江市 日野町、竜王町

【面積】

1279.99km<sup>2</sup>

子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり

# 子ども・若者の孤独・孤立を防ぐための環境整備

# 【予算額 47.7百万円】



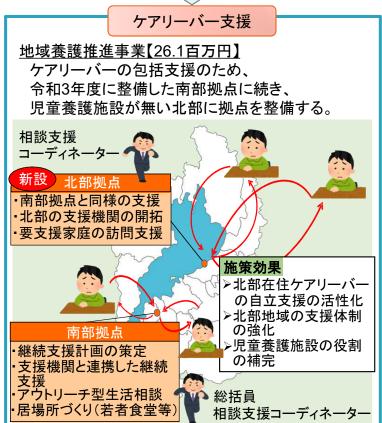
自殺、虐待、貧困、引きこもり、不登校など、様々な困難や生きづらさを抱える子ども・若者が存在する。

ケアリーバー(児童養護施設退所者および里親委託解除児童)の半数以上は引き続き支援が必要。

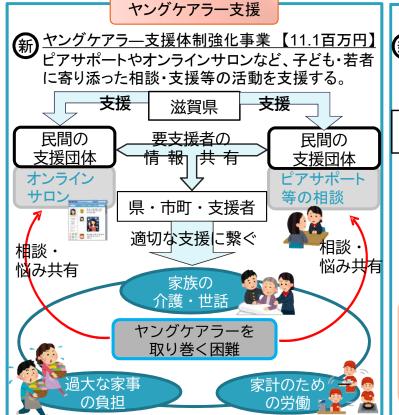
中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1% が「世話をしている家族がいる」。

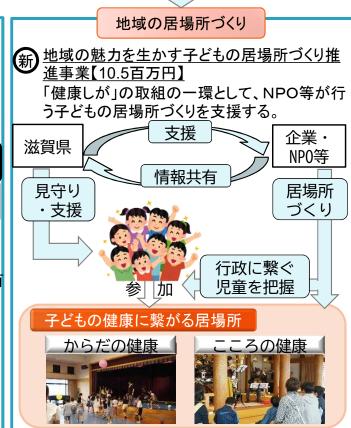
コロナ禍により子どものからだとこころの問題が顕在化。

### 子ども・若者の孤独・孤立を防ぐため、彼らを地域で支えていく環境の整備が必要



子ども・青少年局 (内3550)





健康医療福祉部 基本構想実施計画(4) 子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり

# 子ども一人ひとりの学びの最適化

# 【予算額 20.5百万円】





確

か

な

学

力

「生きる力」の基礎となる確かな学力の育成のため、「読み解く力」の普及・定着を図るととも に、1人1台端末等ICTの効果的な活用により、「個別最適な学び」を推進

教育委員会事務局 高校教育課(内4571) 幼小中教育課(内4660) 特別支援教育課(内4640)



# 個別最適な学び



## 「読み解く力」の普及・定着



「読み解く力」の視点を踏まえた指導の研修



基礎・基本の定着、 「読み解く力」の視 点を踏まえた授業 改善の取組

### 一人ひとりの学び最適化プロジェクト

【10.5百万円】

- ○子ども一人ひとりの学びの伸びを、経年的に把握するための調査を導入
- ○1人1台端末による調査のCBT(コンピューター・ベースト・テスティング)化
- ○調査結果と補充学習教材を関連させ、一人ひとりに応じた学習を1人1台端 末で推進

#### 「読み解く力」検証・改善プロジェクト

【4.2百万円】

小中

- ○個別最適な学びと協働的な学びの**一体的な充実**
- ○各校の学ぶ力向上推進リーダー等の実践力の向上を図るための研修を実施
- ○各校における「読み解く力」の取組について指導助言、検証・改善へつなげる ための学校訪問

新 「読み解く力」をもとにした一人ひとりの学び最適化プロジェクト【2.6百万円】

- I C T を活用した生徒一人ひとりの**学習記録や学習状況などの把握**方法の研究
- ○個々の生徒の学習記録等を蓄積・評価・利活用し**生徒自身の振り返りと主体** 的な学習を推進
- ○ICTコアティーチャーによるモデル授業を活用した授業改善の推進
- 「読み解く力」を活用し、**探究的な学び**の充実

(新)特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業 【3.1百万円】

- ○PDCAサイクルによる個別の指導計画を中心に置いた教科指導の実践
- ○**個々の学びにくさに応じた指導・支援**の啓発・普及
- ○ICTを活用した多様な教育的ニーズへの対応

基本構想実施計画1-(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身につけるための教育

滋賀県 令和4年度当初予算案

# 個別の教育的ニーズに対応した多様で柔軟な学びの場の整備【予算額 1.7百万円】





# 副籍(副次的な学籍)の制度化

教育委員会事務局 特別支援教育課(内4643)

### 制度の目的

障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置 き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における 「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するために、新たな仕組み 「副籍制度」を創設し共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システ ムの理念の構築を目指す。

#### 現状と課題

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高
  - (R2特別支援学校在籍数割合 ··· 全国:0.80% 本県:1.03%)
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の状況 や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

学校

#### 副籍制度のイメージ図

別支援学



小学校の通常の学級で特別 支援学校の授業を再現

小学校に副籍を置く場合

副

主たる学籍 特

特別支援学校の児童が地域の小学校へ

特別支援学校と小学校の 双方に学籍を置いて学ぶ

小学校の児童が特別支援学校へ

主たる学籍







県教育委員会

連携

市町教育委員会

#### 【障害のある児童】

- ○特別支援学校小学部の児童が小学校に副籍を置く
- ★地域とのつながりの維持・継続・深化
- ★地域の仲間と共に学び、育つ機会の確保
- ○小学校の児童が特別支援学校に副籍を置く
- ★専門的な教育を受ける機会の確保



【障害のない児童】

- ○障害のある仲間と共に学ぶ
- ★人々の多様な在り方を理解
- ★共に支え合う意識の醸成

共生社会の実現

### 特別支援学校に副籍を置く場合



特別支援学校で学 んだことを生かし て小学校で学習を







子どもがたくましくしなやかに生きる力を身につけるための教育

# 困難な環境にある子どもたちの学びへの支援 【予算額 214.2百万円】







課題

困難を抱える家庭環境

ヤングケアラーの顕在化

言葉・文化等の問題

のための研修を実施

子ども達を取り巻く 様々な困難

経済的貧困

不登校児童生徒数の増加

対応

# 様々な困難に対応する支援策

急激に変化する社会にあっても、子どもたちが、たくましく生きていけるよう、困難な環境にある子どもたちの学びへの支援を強化する。

#### スクールカウンセラー等活用事業 【161.9百万円】

・スクールカウンセラーによる児童生徒への面談や心理授業等により、 ストレスや不安を軽減し、**いじめや不登校の未然防止、早期対応を促進。** 

#### スクールソーシャルワーカー活用事業 【47.0百万円】

福祉の連携により対応する仕組づくりを普及、推進

・スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援方法により、<u>児童生徒を</u>取り巻く環境の調整・改善を進め、個々の問題の解決を促進。

教育と福祉の連携による不登校対応支援体制整備事業 【1.4百万円】

·学識経験者等による、不登校の背景・対応等を研究し、教員の資質向上

・不登校等の課題に対してスクールソーシャルワーカー を活用し、教育と



サポートの充実

幼

幼小中教育課

(内 4665)

生徒指導・いじめ対策支援室(内

内 4668)

生涯学習課

教育委員会事務局

(内 4654)

施策の目的

子どもたちが一人ひとりの学びを深められる社会の実現 ~様々な困難な状況にある子どもたちをサポート~



家庭教育の基盤構築を支援する地域の人材育成事業 【1.4百万円】

- ・地域の実態に応じた<u>訪問型家庭教</u> \_**育支援モデルの構築・普及**
- ·専門的な講座等による<u>支援人材の</u> **育成・確保、**支援体制の構築を推進



支援人材の育成



外国人児童生徒等一人ひとりの学び支援事業 【2.5百万円】

- ・母語支援員の派遣や、1人1台のパソコン端末等のICT機器を活用した言語支援
- ・教員の学校間のネットワーク化等を行いなが ら、一人ひとりの学びを保障



言語支援等の充実

支援体制整備の推進

又1及 件 响 走 佣 0 7 E 是

基本構想実施計画<u>プ</u>(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身につけるための教育

# 魅力ある県立高校づくり

#### 【予算額 26.9百万円】





## 課題

牛徒数減少や社会情勢の変化の中にあっても、

生徒が「生きる力」を身につけられる県立高校の土台づくりに向け、県立高校の魅力化を図ることが必要。

教育委員会事務局 高校教育課 (内4571)



滋賀県立高等学校在り方検討委員会、滋賀県産業教育審議会に おける議論(令和2年度~令和3年度)

## 令和4年度重点取組

普通科/職業系専門学 科の魅力化・特色化 の一層の促進



地域と連携した学びの 充実



学校間連携による活力 ある学びの充実



学校の魅力・特色の 効果的な発信



## 重点取組を踏まえた施策

- ▶Society 5.0に対応したグローバル人材の育成を目指す先導的な 探究プログラムやカリキュラムの開発と実践
  - ・国内外の大学や企業等と連携し、ICTを活用してコンソーシアム 体制でSDGs等の社会課題の解決を目指す先導的探究プログラムを 開発·実践
  - ・世界湖沼会議等の国際会議等へのオンライン参加や、大学連携による 先取り履修等を通じた高度で多様な文理横断的学習プログラムの開発



#### マイスター・ハイス クール事業 【9.9百万円】

高等学校における

主権者教育の充実

地域との連携による

主権自分... [0.6百万円]

WWL(ワールド・ワイ

ド・ラーニング) コン

ソーシアム構築支援

事業【14.2百万円】



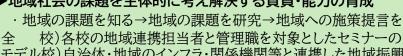


# ▶産業界と連携した専門高校における人材育成

- ・専門高校、産業界、地域が一体となった人材育成による地域活性化
- ・コンソーシアムの仕組みづくりやコーディネート機能などの構築
- ・大学・地元企業等との連携による最先端の技術についての学習

### ▶地域社会の課題を主体的に考え解決する資質・能力の育成

・地域の課題を知る→地域の課題を研究→地域への施策提言を目指す 校)各校の地域連携担当者と管理職を対象としたセミナーの開催 (モデル校)自治体・地域のインフラ・関係機関等と連携した地域振興等を目 指す取組推進、全校に地域連携の仕組みづくりや取組のノウハ



#### ▶モデル校による魅力づくりの実践・研究と魅力発信

- ・地域コーディネーターの配置などによる地域連携の取組研究
- ・ICTを活用した遠隔授業の実施などによる学校間連携の研究
- ・動画やデジタルブックの活用などによる学校の魅力発信



滋賀大学との連携協定



高校生の地域での活動

基本構想実施計画行(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身につけるための教育

# (現行) 滋賀県子ども条例と関連条例・計画の位置付け



滋賀県

子ども条例 (H18~) 青少年の 健全育成に 関する条例 (規制条例)

滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」

子ども育成大綱

# 児童虐待防止計画 (H26~)

児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応・子どもの自立支援までの総合的な支援を推進するための計画

# その他実施計画

配偶者からの暴力の防 止および被害者の保 護等に関する基本計画 (H16~)

DVの防止および 被害者の保護のため の施策を総合的かつ 計画的に推進するた めの計画

# 淡海子ども・若者プラン (H22~)

滋賀県において、取り組むべき子ども・若者育成支援施策を 総合的かつ計画的に推進するための計画

子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)

子ども・子育て支援 事業支援計画 (子ども・子育て支援法)

子どもの貧困 対策計画 (子どもの貧困対策の 推進に関する法律) 次世代育成支援 対策推進行動計画 (次世代育成支援 対策推進法)

母子及び父子並びに 寡婦自立支援計画 (母子及び父子並びに 寡婦福祉法)

参考資料

ω

その他 関連計画 人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略地域福祉支援計画、滋賀県障害者プラン2021 滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画) 31 \_ 第2期学ぶカ向上滋賀プラン、

第2期学ぶカ向上滋賀プラン 、 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン

#### 滋賀県子ども条例

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。 その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手をとりあって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり(以下「育ち・育てる環境づくり」という。) について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
- 2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

に規定する児童福祉施設および学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、または通学する施設をいう。

(基本理念)

- 第3条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、 様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊 かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければ ならない。
- 2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという 認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを 旨として推進されなければならない。
- 3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

(保護者の責務)

第5条 父母、里親その他の保護者(以下「保護者」という。)は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(育ち学ぶ施設の責務)

第7条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

(大綱の策定)

- 第8条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる 環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱 (以下「大綱」という。)を策定するものとする。
- 2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設(以下「県民等」

という。)が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

- (2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針
- (3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項
- 3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第 10 条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第 11 条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(計画の策定)

第 12 条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する 実施計画を策定するものとする。

(相談の処理)

- 第 13 条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進する に当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の申出が あった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。
- 2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係 行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第 14 条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するため の拠点を整備するものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

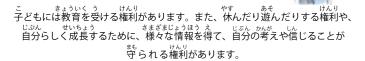
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

っこ けんりじょうやく じどう けんり かん じょうやく きほんてきじんけん こ ほしょう こくさいてき さだ やくそく せかいじゅう こ 「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)」は、基本的人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとです。世界中の子どもが、 けんこうてき あんしん じゃん ゆた こ じだい ねが せかい くにくに じょうやく じょう しょうやく は康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代をおくれるように願い、世界の国々がともにつくりました。 この条約には 54 条あります。 っていた。
けんりじょうやく か けんり おお カ
子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく4つに分けられます。

# 生存(生きる権利)

こ ぴょうき てきせつちりょう っ けんり 子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。 こ けんこう う あんぜん みずじゅうぶん すて せいちょう 子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する thんり 権利を持っています。

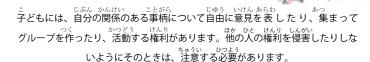
かんれん おもじょうこう だい じょう 関連する主な条項 (第 6,24,25,26,27 条)



ーーーー かんれん おもじょうこう だい 関連する主な条項(第7,8,9,10,11,18,21,28,29,31 条)

ふんそうか こ しょうがい こ しょうすうみんぞくせんじゅうみんぞく こ 紛争下の子ども、障害のある子ども、 少 数 民族や先住民族の子どもなどは とくべつまも 特別に守られる権利をもっています。

かんれん おも じょうこう だい じょう 関連する主な条項 (第 19.20.22.23.30.32.33.34.35.36.37.38.39.40 条)



かんれん おもじょうこう だい じょう 関連する主な条項(第 12.13.14.15.16.17.31 条)

こ けんりじょっゃく 子どもの権利条約(フリー・ザ・チルドレン・ジャパン翻訳版)

ねんごくれん さいたく ねんごくさいじょうやく はっこう にほん がつ にち ひじゅん ねん がつ にち はっこう ドロタタ 年国連で採択 1990 年国際条約として発効 日本は 4月22日に批准し、1994年5月22日に発効

こ けんり こ う も たいせつ 子どもには「権利」があるってことを、きみは知っているかな?「権利」は、すべての子どもに保障されるべきもので、すべての子どもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。 だから、 ## せかいじゅう こ けんこうでき あんしん じぶん す ねが せかい くにぐに あっ ねん ー緒に子どもにはどんな「権利」があるのかこれから見ていこう。ここでは、世界中の子どもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、世界の国々が集まって 1989 年につくった では、こうけんりにうやく ないよう しょうかい しょうかい しょうかい しょうかい しょうがん はない しょうがん はない しょうがん はない しょうがん はん おな たいせつ ひと かけってもいけないんだよ。 きみたち子どもが、 けんり ないよう し じぶんいがい こ けんり りかい ゆういぎ じぶん せいかっ おく ねが 子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

こ 18歳になるまではみんな子ども。

たい じょう せかいじゅう すべ こ りんり 第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。 だから、差別はダメ。

う 子どもにとっていちばんいいことを。

くに こ けんりじょうやく まも せきにん 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。

だい じょう とう かあ たいせつ やくわり 第5条 お父さんやお母さんには大切な役割がある。

だいじょう きみには、生きる権利がある。

だい じょう なまえ こくせき 第7条 だれにでも名前や国籍がある。

だい じょう せかい とくべつ ひとり 第8条 きみは、世界で特別な一人。

だい じょう こ おや く けんり 第9条 子どもには、親と暮らす権利がある。

だい じょう おやちが くに す あ いっしょ す けんり 第 10条 親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。

だい じょう おや かって ちがくに つ い けんり 第 11 条 親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。

だい じょう - じぶん いけん きも まわ つた けんり 第12条 きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。

だい じょう じぶん かんが おも ひょうげん けんり 第 1 3 条 きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。

だい じょう なに しん じゅう 第14条 きみには何かを信じる自由がある。

<sup>なかま あつ けんり</sup> 仲間で集まる権利がある。

じぶん ひみつまも けんり 自分の秘密を守る権利がある。

だい じょう し し けんり 第 17条 知りたいことを知る権利がある。

だい じょう とう かあ りょうほう こ そだ せきにん 第 18 条 お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。

たい じょう こ おや ぼうりょくぼうげん う けんり 第19条 子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。

だい じょうかてい く こ とくべつ しえん う けんり 第20条 家庭で暮らせない子どもは特別な支援を受ける権利がある。

たい じょうょうし こ だいいち 第21条 養子になる子どものことを第一に。

たい じょうじぶん くに ここ しえん 第 22 条 自分の国にいられなくなった子どもへの支援。

だい じょう しょうがい こ とくべつ しえん う けんり 第23条 障害のある子どもは特別な支援を受ける権利がある。

だい じょうびょうき ちりょう う けんり 第24条 病気になったら治療を受けられる権利がある。

だい じょう にゅういん しせつ あんぜん あんしん おく けんり 第25条 入院したり施設で安全で安心なを送る権利がある。

たい じょう せいかつ くる かてい こ とくべつ しえん う けんり 第26条 生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。

だい じょう にんげん い けんり 第27条 人間らしく生きる権利がある。

だい じょう きょういく う けんり 第28条 きみには、教育を受ける権利がある。

だい じょう こ たいせつ きょういく 第29条 子どもが大切にされる教育を。

だい じょう しょうすうは せんじゅうみんぞく て じぶん ぶんか しんこう けんり 第30条 少数派や先住民族の子どもは自分の文化や信仰をもつ権利がある。

だい じょう あそ やす けんり 第31条 遊んだり休んだりする権利がある。

だい じょう がい しごと まも けんり 第32条 害のある仕事から守られる権利がある。

だい じょう きけん くすり まも けんり 第 33 条 危険な薬から守られる権利がある。

だい じょう せいてき ぼうりょく まも けんり 第34条 性的な暴力から守られる権利がある。

だい じょう ゆうかい まも けんり 第35条 誘拐から守られる権利がある。

だい じょう こ がい 第 36 条 子どもに害のあることはすべて禁止!

だい じょう こ しけい きんし 第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。

だい じょう せんそう まも けんり 第38条 戦争から守られる権利がある。

だい じょう きず こ げんき 第 39 条 傷ついた子どもを元気に。

だい じょう こ さば ときとくべつこころ 第 40 条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。

だい じょう じょうやく よ ほうりつ 第41条 この条約より良い法律はそのままで。

だい じょう て けんり し けんり 第42条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある。

だい じょうだい じょうくに こくさいきかん やくわり 第43条~第54条 国や国際機関の役割。

にんてい ほうじん せかい きゅう じっけん でき ほう じっけん いまま はい はん いっと でき はう じっけん いっと でき はっとり と のこ ところ はんこう じしん いっと でき はう じっけん 認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは世界のすべての人々が誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、 国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会をめざしています。

